

## 阿賀野市告示第42号

阿賀野市公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき告示する。

なお、これを表示した図面は一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

阿賀野市長 加藤博幸

- 1 供用を開始する年月日 令和8年4月1日
- 2 下水を排除する区域
 

阿賀野川流域下水道 新井郷川処理区

  - 水原土橋処理分区 土橋、上中野目の各一部
  - 水原山口北処理分区 下山口1、松井町1、松井町2、みそら野の各一部
  - 水原山口南処理分区 新橋、砂押、中島3、天神堂、北新町、水原水原新栄町、東柳町の各一部
  - 水原市野山処理分区 原中屋の一部
  - 水原若葉町処理分区 百津の一部
  - 京ヶ瀬下ノ橋処理分区 下ノ橋、下里、京ヶ島、小河原、分田8の各一部
  - 京ヶ瀬猫山処理分区 姥ヶ橋、曾郷の各一部
  - 京ヶ瀬飯森杉処理分区 姥ヶ橋、窪川原、飯森杉の各一部
  - 笹神真光寺出湯処理分区 今板、出湯、村杉、畑江の各一部
  - 笹神押切処理分区 大室の一部
  - 笹神高田船居処理分区 沖ノ館、高田の各一部
  - 笹神島田本明処理分区 沖、須走、赤水の各一部
  - 笹神山倉村処理分区 山倉の一部
  - 豊浦南部第1処理分区 中ノ通の一部

阿賀野市公共下水道 安田処理区

  - 保田第1処理分区 切梅新田、寺社5、山本新、安田下町、小路東学校町の各一部
  - 保田第2処理分区 羽多屋、砂山、片町、小松の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置 別図のとおり
- 4 供用を開始する施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 縦覧場所
 

阿賀野市中島町7番20号 阿賀野市産業建設部上下水道局
- 6 縦覧期間
 

令和8年3月17日（火）から令和8年3月31日（火）まで  
（土・日曜日及び祝日を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで